就学相談Ｑ＆Ａ

都留市教育研修センター

保護者のみなさまへ

就学教育相談のご案内

お子さんの成長のことで心配のことがありましたら都留市教育委員会（教育研修センターでは「教育相談室」を開設し）就学に関しての相談を行なっております。

発達の遅れや心身の心配があり、支援を必要とする児童が、最大限にその可能性を発揮するためには、児童の状態に応じてのきめ細かな教育を受けることが大切です。

教育研修センター「教育相談室」では、お子様が就学されるにあたって、必要な情報をお知らせし、保護者やお子さまの希望をもとに、どのような就学先が望ましいか、支援が必要か等、就学に関する様々な相談をお受けしています。お子さんが豊かな学校生活が送ることができるよう、就学相談をご利用下さい。

例えば、次のような心配があるお子さん

・ことばの発達が遅れているのではないか。
・体の生育や体に不自由なところがある。
・聞こえや見え方が心配である。
・言葉での指示理解が分かりにくい。
・食事、排泄、着替えなどがうまくできない。
・落ち着きがなく、じっとしていられない。
・いつもと違うことが起きると、パニックになってしまう。
・ルールが理解できない、順番や勝ちにこだわる。
・友達とのトラブルが多く絶えずケンカをしている。
・おとなしく一人遊びが多く友達の輪に入っていけない。
・学校での学習が遅れているのでないか。
・その他　気がかりなこと

就学相談Ｑ＆Ａ

就学相談：入学に向けて

Ｑ　就学について、心配のことがあればどこに相談すればよいですか？

Ａ　まずは、都留市教育委員会　教育研修センター内「教育相談室」（後記＊Ｉ）に相談しましょう。

また特別支援学校（後記＊２）でも相談を受け付けています。

ただし、すべての就学事務は市教育委員会で行います。

Ｑ　何歳ぐらいから就学相談をしたらよいですか？

Ａ　３、４歳から中学校卒業までの子どもさんを対象とします。

Ｑ　就学相談はいつできますか？

Ａ　平日（月～金）９：００p.m.～５：００p.m.

相談室まで来所又は電話をして下さい。

Ｑ　教育委員会や学校に、子どもに心配なことがあると伝えたら、子どもに不利になるのではないですか？

A　相談することで、子どもの不利になることはありません。

相談は、子どもが学校で適切な支援を受け、楽しい学校生活を送れるよう、準備をするために有効です。

（例えば就学前でも「ことばの教室」への通学、「ろう学校」「盲学校」による支援が受けられます。この他支援のできる機関の紹介もします。）

Q　相談に行く時、何を準備したらいいですか？

A　母子手帳など子どもの育ちが分かるもの。保育園、幼稚園の生活の様子が分かるもの。医療機関、児童相談所等に通っている場合はその様子が分かるもの等。

Q　発達に心配のある子どもも、通常の学級や学校に行ったほうが、子どもの発達が進み伸びるって聞いたけれど、どうでしょうか？

A　子どもの発達に必要な教育環境は個人によって変わってきます。一概にどこが適しているとは言えません。

（　より良い学校生活を送るために、子どもに適した教育の場を、保護者と教育の専門家が一緒に考えるのが「就学相談」です。）

Q　発達の心配な子どものために、市内にはどのような支援体制がありますか？

A　市内には小中学校に知的に遅れた子ども対象に特別支援学級があります。また行動に心配のある子ども対象に自閉症・情緒障害支援学級があります。（毎年こどもの状況や特性により開設される特別支援学級の数や種類が変わります。）さらに、谷村第一小学校には市内全小学生対象に、情緒等に心配のある子どもやことばの発達に心配のある子どもを対象にして通級学級（週１～２回）がありそこでの指導が受けられます。

（特別支援学級として、肢体不自由、病弱、弱視、難聴も必要に応じて各校に設置されます。）

Q　特別支援学級ではどのようなことを学びますか？

A　子どもの特性に応じて指導の内容を変える事ができます。

（学年や教科にとらわれることなく指導内容を子どもの実態に応じて変える事ができる。通常学級の場合は文部科学省により学年によって教科や内容及び時間が決められている。）

Q　学校を見学したいのですが、どうしたらよいですか？

A　見学や学校の説明を希望する場合は、教育研修センター内「教育相談室」（℡４３－１３２８）または各学校に直接連絡してください。

（入学前に学校の様子を知り、子どもにとってどうか実際に見てみることをお勧めします。学校の雰囲気や子ども達の様子を見てみましょう。どの学校でも見学や説明は受け入れています。また特別支援学校ではオー

プンスクールや体験入学、教育相談等を実施しています。）

Q　学校見学や説明会を受けると、入学・入級しなければなりませんか？

A　見学したから、説明を受けたからといって、必ずしも入学・入級する必要はありません。保護者が子どもの就学の判断の参考にして下さい。

Q　入学する学校を選ぶことはできますか？

A　都留市の場合は学区が決まっています。お住まいの地区の指定の学校に行くことになります。

（ただし、特別の理由がある場合は教育委員会の許可のもと指定校変更も認められる場合があります。）

Q　特別支援学級に在籍すると通常の学級で学ぶ機会はないのですか？

A　あります。

特別支援学級に在籍する児童生徒には交流学級（通常の学級）があります。子どもの状態に応じて交流学級で教科の学習を受けることがあります。この他、交流及び協同学習として、学校行事や給食・掃除、学年・学級活動などの機会を通して、交流学級の児童生徒と活動を共にします。

Q　就学時健康診断はいつどんな事をしますか？

A　原則として入学する前年の１１月末日までに、市教育委員会が行ないます。日時や場所は市教育委員会から家庭に通知されます。検査内容は医師による健康診断（内科、歯科）視力、聴力の検査、簡単な発達検査です。

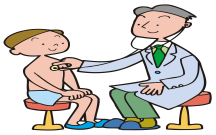

Q　子どもの状況や配慮してほしいことを学校に直接伝えることができますか？

A　できます。

心配のある子どもさんは入学前に学校に直接伝える機会を設けてもらいましょう。直接、学校（校長、教頭、特別支援コーディネーター、教育相談担当など）に申し込んでいただいても、教育研修センター内「教育相談室」に問い合わせしていただいてもけっこうです。

Q　放課後の学童保育が心配ですが？

A　市内小学校には学童保育があります。

心配があれば、そこに相談されたらどうでしょう。

また市内にはＮＰＯ組織（＊１）の小学校１年生から高校３年生までのハンディキャップのある子どもの療育を中心とし

た預かり事業をしているところもあります。必要に応じて学校まで迎えに来てくれて、帰りは自宅まで送ってくれるサービスも可能です。

（いきいきプラザ内福祉課に相談して下さい。）

Q　慣れない場所での入学式が心配です。どうしたらよいですか？

A　子どもが当日困らないように、入学式の順序を学校より説明してもらいましょう。

・事前に学校に連絡し説明を受けられるようにお願いをしましょう。
・子どもと共に実際の場所に移動してみましょう。昇降口・受付・トイレ・保健室の場所・会場とおよその座る場所の確認をしましょう。
できたら、当日に世話をしてくれる先生を紹介してもらい事前に顔あわせをさせてもらいましょう。返事の練習など前もってしておくと子どもも安心して学校生活の一歩が踏み出せます。

＊１　天使のおもちゃ図書館はばたき
都留市桂町１１４２－１
℡４３－３５１２

就学相談：入学後の相談

Q　何か困った場合の相談窓口はどこですか？

A　担任に相談してください。校長、教頭、特別支援コーディネイター、教育相談担当、養護教諭にも相談できます。

学校以外の主な相談場所

教育研修センター内「教育相談室」	（０５５４－４３－１３２８）
山梨県総合教育センター相談支援部	（０５５－２６３－４６０６）
都 留 児 童 相 談 所	（０５５４－４５－７８３５）
こころの発達総合支援センター	（０５５－２５４－８６３１）

この他数多くの医療関係があります。必要に応じて紹介します。

Q　入学後に通常の学級から特別支援学級に、または特別支援学級から通常の学級に移ることはできますか？

A　どちらもできます。（年度途中は不可。）

ただし、子どもさんにとって将来を見すえた最適な教育環境という観点から関係者と十分な相談を行なう必要があります。まず、学校（担任、校長、教頭）や教育研修センター内「教育相談室」に相談してください。

Q　入学後に小学校（中学校）から特別支援学校に、または特別支援学校から小学校（中学校）に移ることはできますか？

A　移る（転学）ことはできます。

ただし十分な教育相談の必要性があります。子どもの生涯を見通した教育相談をして下さい。

Q　中学校の特別支援学級に在籍しています。高等学校を受験することはできますか？

A　受験することはできます。

担任や進路指導担当に相談してください。また各高等学校では学校説明会をしますので積極的に活用して下さい。

Q　県立の特別支援学校の高等部を受験したいのですが、どこに相談すればよいですか？

A　担任や進路指導担当に相談して下さい。また、各県立の特別支援学校では事前相談を実施しています。入学を希望する場合は出願手続きの前に、志願先の学校で実施する事前相談を受けて下さい。

障害のある児童生徒の教育の場

特別な教育的支援を必要とする児童生徒へ学級担任が配慮しながら指導を行う。

特別支援教育

小学校
中学校

通常の学級 ⇔ **通級指導教室**

ほとんどの時間を通常の学級で学習しながら、定期的に（例：1時間／週）専門の指導者のいる学級において障害に応じた指導を行う。

特別支援学級

知的障害、肢体不自由、病弱、身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の障害に応じた学級での指導
（通常学級との交流ができる。）

院内学級

入院期間中、病院内に設置された学級等で指導を行う。

特別支援学校

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の障害に応じた支援学校での指導

訪問教育

障害等のため通学することが困難な児童生徒のために、家庭や病院等に教員を派遣して指導を行う。

通常学級・特別支援学級・特別支援学校の比較

	通 常 学 級	特別支援学級	特別支援学校
学習内容（教育	学習指導要領により学年によって指導する内容が決まっています。 （個の能力に関係なく一定以上の学力が要求されます。）	児童生徒の発達段階に応じての学習内容が認められています。 （個に応じた学力をつけることが出来る。）授業時間は通常学級と同じ	児童生徒の発達段階に応じての学習内容が行われています。将来の生活の自立を目指した教育、職業教育まで一貫した指導が行われます。
学級編成	小学校１～２年生は２５名学級、３年生以上は３５名学級。その通常の学級運営の中で担任教諭が対応します。 （場合によっては支援員がつくこともあります。）	知的障害、肢体不自由、病弱、視覚障害、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の対象者が１名でも設置されます。　通常は１～４名が多いです。 （１学級　７名まで）	個別指導が原則 １～３名が多いです。 （１学級　６名）
教諭	障害や発達の遅い子どもに対して集団の中で適切な指導が出来るかどうかが問題となります。	障害や発達の遅い子どもに対して専門的な教諭がいるかどうかや指導が出来るかが問題となります。	専門的な指導者がいて研究や研修を行い、障害や成長に応じた指導が行われています。
施設設備	通常の子ども用に作ってあります。	場合によっては施設設備が整っている所もありますが、一部に不備な場合があります。	障害を持つ子どもに合わせた施設設備が整っています。
良い点	地域の多くの子どもと接し切磋琢磨できる。地域に密着した教育が行われます。 放課後学童保育制度（自校）	交流学級を通して多くの友達と接する機会があり、地域の子どもとともに学ぶことが出来ます。放課後学童保育制度（施設）	障害にあった生活習慣の訓練や小学部・中学部・高等部まで一貫した教育が行われます。 放課後学童保育制度（施設）
懸念される点	個性は尊重されるが、学級単位の集団行動が原則となるため、集団に適応しないと困ることがあります。	主に少人数教育のため、多くの子どもとの接触が少なくなりがちです。 一人での登校が難しい場合、学校まで保護者の送迎が必要となります。	少人数教育のために多くの子どもとの接触が少なくなりがちです。地域とのつながりが少なくなりがちになります。居住地交流制度あり バスでの通学が原則であり、バス停留場まで保護者が送り迎えをします。
その他	支援を必要とする子どもに対して、通級指導教室があります。 ・言語障害、情緒障害（ことばと発達のサポートルーム　『かがやき』谷一小） ・不登校児童生徒（スマイル教室）禾生二小学区	市内小中学校に対象児童が在籍している場合は、１名でも設置されます。	国から教材費等の経済的支援があります。都留市の学区は大月市の**「やまびこ支援学校」**特別の場合（医療の緊急性）以外富士河口湖町の「ふじざくら支援学校」は認められません。 盲学校、ろう支援学校は全県対象です。

就学に不安のある児童生徒の就学先決定月日

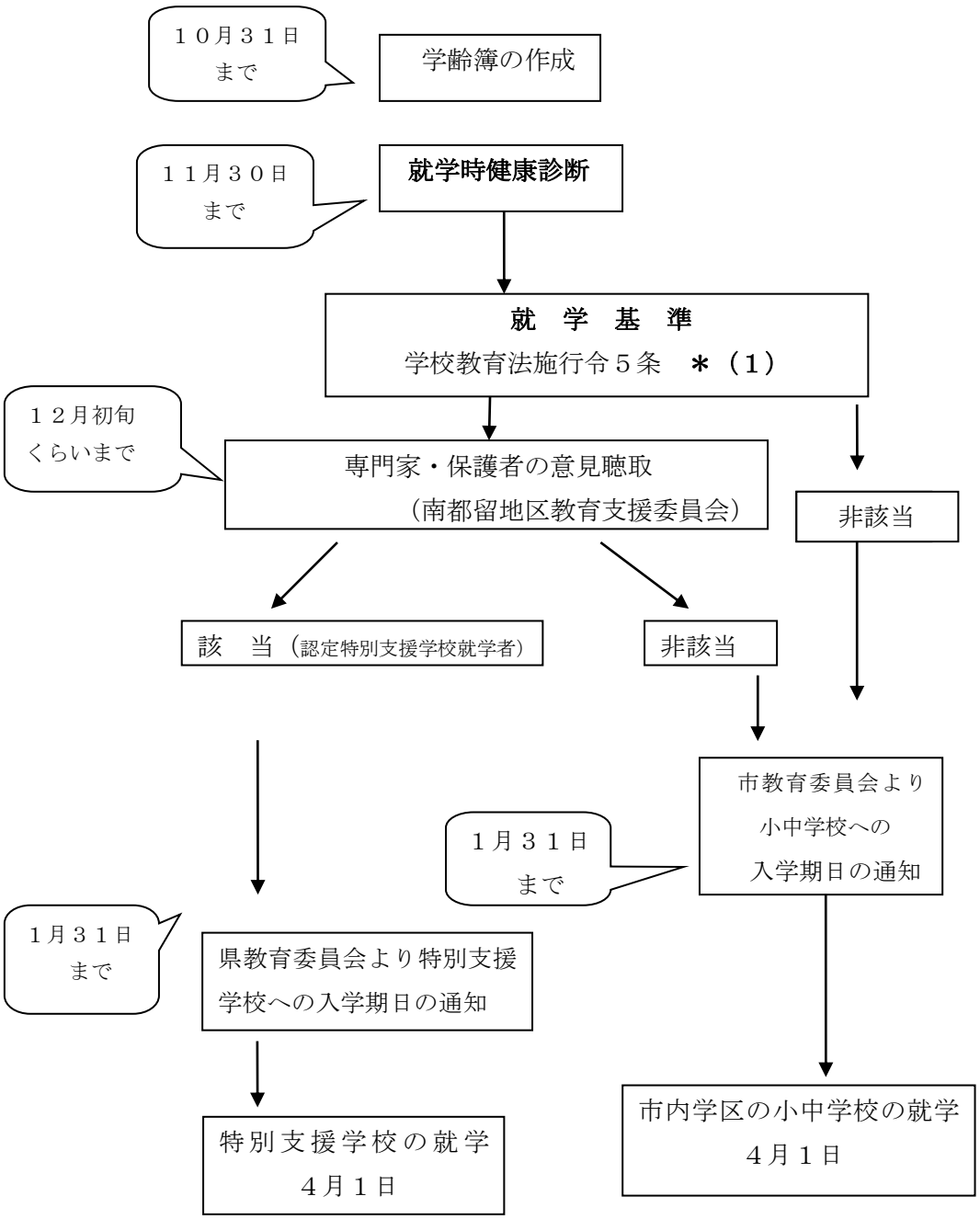

＊（１）障害があり、通常学級で学ぶことが心配な児童生徒には障害の程度概要一覧があり、それに従い就学先を保護者に相談して決めます。

＊（２）障害の程度で支援学校に該当する場合でも、適切な教育を受けることができる特別の事情があると判断した場合は、通常の小中学校に就学することを市教育委員会で認めることができます。

《 参 考 資 料 》

児童生徒の就学のため

就学の準備

＊公立通常小中学校の入学の流れ

通常学級（通常の入学の流れ）

（ア）１０月末までに市内在住の児童の**学齢簿を市教育委員会**で作成する。

↓

（イ）１１月末までに**市教育委員会より就学時健康診断のお知らせが保護者**に送られる。 都留市では 10 月中には、健康診断を実施しています。

↓

（ウ）

【小学校の場合】**就学時健康診断は１１月末までに市教育委員会が行う。**

・会場はまちづくり交流センター。４日間で午後から実施を予定している。

・月日は教育委員会より指定されが、都合がつかない場合は前もって教育委員会へ連絡し、他の日に変えられ。

・内容は医師による身体健康診断・歯科検診、視力検査、聴力検査、発達検査等。

【中学校の場合】

・通常は学区の中学校へ就学となりますが、児童の障害の程度により小学校または中学校と保護者と相談して就学先を決める。

↓

（エ）市教育委員会より１月末までに保護者に対して入学校及び入学期日が通知される。**（就学予定者で視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で一定の基準に定める以外の者）**

特別支援学級　**（就学の流れは基本的には通常学級と同じである。）**

・障害を持ち、通常の学級での指導を受けることが困難であり十分な教育効果が期待できない児童生徒を対象とする。

・個人が持っている可能性を伸ばし、自立し、社会参加するための生きる力を培う。

・少人数で学級が編成され特別な配慮の下で教育が行われるが、通常学級との交流もある。視覚障害者、難聴障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者、言語障害者、自閉症・情緒障害者学級がある。市内小中学校は１名でも設置が認められる。

早期に児童の実態の的確な把握と保護者への対応
教育相談は、年間を通して行われる。できれば１０月までに方向を見極め、次年度の方向性を出せるようにしておくことが必要。

・新たに入級する場合は、県総合教育センター相談支援部特別支援教育担当等の相談・所見が必要であるために教育相談をすすめる。
・障害の内容によっては医師の診断書が必要な場合もある。（通常の学級からの入級の場合、市教育委員会の検査でもよい）
・保護者の入級への了解を必要とする。

通級指導学級（通常の学級に在籍して一部について指導を受けられる。）

通常の学級に在籍しながら、週１回から２回程度通い、児童、生徒の苦手とする部分に対して個別の指導を受けることができる。都留市では状況に応じて各校への巡回指導も実施している。

【センター校方式】

場所：谷村第一小学校（かがやき）
対象：言語障害、情緒障害、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の障害を持つ市内小学校通常学級在籍児童
定員：５０名程度
申込み：各小学校を通して

通級その他

【山梨県立盲学校　】

視覚障害者または弱視教育を必要とする人
幼稚部は３歳より５歳児まで　小、中、高等部がある。
各学校に支援の教員を派遣してもらえる。（月１から２回程度）

【山梨県立ろう学校】

聴覚障害者で教育を必要とする人
幼稚部は３歳より５歳児まで　小、中、高等部がある。
各学校に支援の教員を派遣してもらえる。（月１から２回程度）

＊特別支援学校の入学の流れ

学校教育法施行令２２条の３に示された障害の程度による視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱のあるものを対象とした学校

（特別支援学校入学の流れ）（ア）～（ウ）までは通常学級と同じ

↓

（エ）**１１月下旬～１２月上旬**

障害の程度が重い児童生徒の支援学校就学が適当かどうかの判断。

＊南都留地区教育支援委員会へ助言依頼し、検討判断する。

助言依頼するために参考書類が必要になる。

幼児の保育、教育の状況及び家庭環境について、幼保育園に記入してもらうものや保健師の報告を記入するものもある。

＊この支援委員会で判断できない場合は県教育支援委員会に助言依頼をする。

（オ）**１月末**までに、県教育委員会から保護者に入学先の学校、入学期日が通知される。**（各保護者に就学先が通知される。）**

平成１８年度から障害を持つ児童生徒に対しての早期教育の大切さを再認識し、早期の障害の発見・適切な支援が求められるようになってきた。

＊保健師及び保育園・幼稚園での早期支援

＊公立幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校では特別支援コーディネーターの配置の義務付け

＊各市町村では教育相談員を配置

発達に遅れ、障害のある子どもの福祉支援について

療育手帳

おおむね１８才までの間に知的障害があらわれた子どもさんが対象になります。療育手帳は知的障害児が福祉サービスを利用するときに必要な手帳です。

知的障害児に対して一貫した指導･相談を行うと共に、援護措置を受け易くすることを目的としています。障害の程度によって、利用できる福祉サービスが異なります。

税金や公共料金の減免などの措置、場合によっては手当てがつく場合があります。また障害程度に変化が見込まれるために、原則として２年ごとに再判定が必要です。（再判定の時期は人によって異なります。）

申請は市福祉事務所（いきいきプラザ）で行います。判定は児童相談所が主に当たります。

療育手帳には等級があり、様々な優遇措置がありますので対象者は手帳を取得しておくことをお勧めします。

身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能又はそしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能及び免疫機能に永続する障害のある人に対して、申請により交付されます。支援費の支給、補装具の交付･修理、更生医療、日常生活用具の給付を受ける場合、身体障害者手帳を必要とします。申請は市福祉事務所（いきいきプラザ）で行い、市をとおし県知事から身体障害者手帳が交付されます。

身体障害者手帳も等級があります。対象者は手帳を取得しておくことをお勧めします。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために、長期にわたって生活への制約のある方が対象者になります。精神疾患のすべてが対象になりますが、知的障害は療育手帳制度があるために対象に含まれません。

申請は市福祉事務所（いきいきプラザ）で行います。

精神障害者健康福祉手帳も等級があります。対象者は手帳を取得しておくことをお勧めします。

（＊Ｉ）

教育研修センターの案内

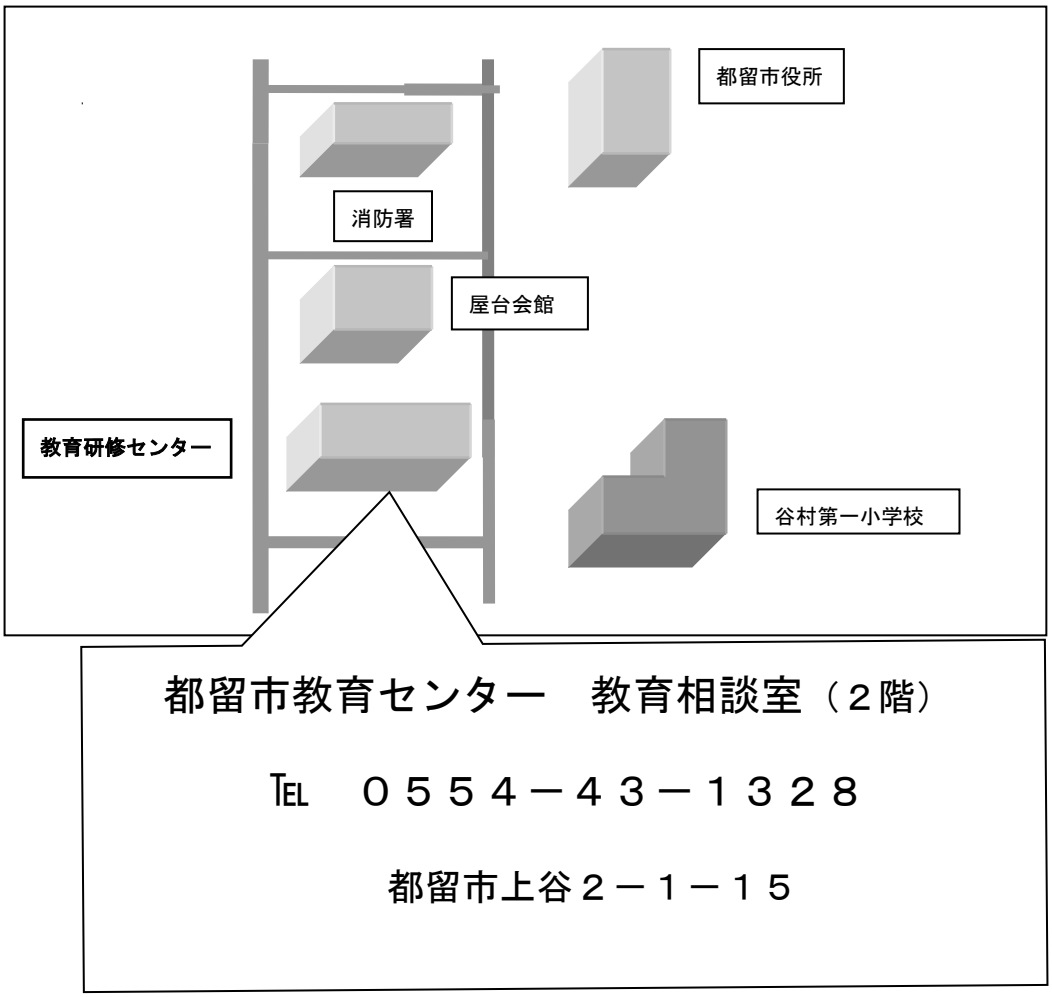

（＊２）特別支援学校

都留市は「やまびこ支援学校」が学区となっております。
大月市猿橋町桂台 3-31-1　　TEL０５５４―２３―１９４６